

■下水道の供用開始区域

玉津	森戸、中土居、川北、玉津、横黒下、横黒中、横黒西、市塚船屋東北 各一部区域
飯岡	野田、堀の内、東大道、西大道、西原、東野口、西野口、辰川、辰川住宅、池の内、高砂町 各一部区域
西条	北浜南の一部区域
神拝	下喜多川北、八丁、古川 各一部区域
大町	地蔵原、新田、西の川原、沢、明神木、鷹丸町、大南下加茂町 各一部区域
神戸	楠、東光、藪の内、中西、東組、河原町、東原、原、奥の内棚林 各一部区域
楨瑞	楨瑞上、楨瑞中、楨瑞下 各一部区域
橋	西田、西泉中、野々市西 各一部区域
氷見	大久保、山口、上町、西の原、寺の下 各一部区域
多賀	北条の一部区域
壬生川	大新田、喜多台 各一部区域
国安	国安の一部区域
三芳	三芳の一部区域
丹原	今井、池田、願連寺、久妙寺、高松 各一部区域

下水道の供用開始区域が決定しました

下水道が新たに整備された区域について、供用開始の告示を行いました。

このため、区域内にある建物の所有者等は、供用開始の日から6カ月以内に排水設備

の設置を、3年以内に水洗便所への改造を実施しなければなりません。

■排水設備などの工事

排水設備などの工事は、市

の指定工事店で行うことが義務付けられています。工事を

行われる方は、指定工事店へ申し込み、工事内容や日程などについてご相談ください。

指定工事店が分からない場合は、担当課へお問い合わせください。

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係

TEL 0897-52-11224

○東予総合支所建設管理課
上下水道係

水洗便所改造資金の融資制度をご利用ください

くみ取り便所を水洗便所に改造する工事や浄化槽を廃止して下水道に接続する工事に

対し、市では資金の融資あつせんを行っています。

■融資の対象者

○自己資金による改造が困難であること

○市税、受益者負担金、分担金などの滞納がないこと

○下水道処理開始日から3年以内に行う工事であること

○申請者と生計が別で、市内に住所を有する連帯保証人がいること

■融資限度額

○くみ取り便所の場合

改造工事1件につき40万円

○浄化槽の場合

改造工事1件につき30万円

■利息 市が負担します。

■償還方法 貸付けの翌月から、改造工事1件につき毎月

1万円ずつ償還

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係

TEL 0897-52-11224

○東予総合支所建設管理課
上下水道係

下水道使用人数が変更した場合は届出をしてください

下水道の使用料を使用（世帯）人数で算定している家庭で、使用人数に変更が生じた場合は担当課へ届出をしてください。

■長期不在者がいる場合

使用人数で算定している家庭で、市外への就学や入院・施設入所などで長期にわたって不在にする世帯員がいる場合は、届出を行うとその人数

分を差し引いて算定します。

届出には次のような事実を証明する書類が必要です。

○就学 在学証明書または学生証の写し

○長期入院 医師の診断書

○施設入所 入所証明書

○就業者 勤務証明書

■問合せ

○市庁舎本館下水道業務課
下水道業務係

TEL 0897-52-11224

○東予総合支所建設管理課
上下水道係

下水道何でもクエスチョン？

Q：下水污泥の処分はどうしているの？

A：全国の下水処理場から発生する污泥処分量は年間260万立方分で、東京ドーム約2杯分に達します。下水道の普及とともに污泥処分量は年々増え続けていますが、実は様々な形でその多くが有効に活用されています。主な活用方法は建設資材や肥料などですが、最近では污泥を蒸し焼きにして炭のように加工し、石炭の代替燃料等として活用する技術も開発されています。

市内の下水処理場で脱水された污泥は他市の廃棄物と併せて愛媛県廃棄物処理センター東予事業所の溶融施設で塊状のスラグとされた後、道路用細骨材として加工され100%有効活用しています。

環境にやさしい循環型社会を形成する上で、下水道污泥も貴重な資源としてリサイクルされているのです。



▲溶融スラグ製品を活用したアスファルト舗装工

下水道についての疑問を下記までお寄せください

市庁舎本館下水道工務課 下水道維持係 TEL0897-52-1576
日本下水道事業団四国総合事務所 TEL089-927-7271